

## 議第127号

### 権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年9月20日

滋賀県知事 三日月 大造

---

### 権利放棄につき議決を求めることについて

県内指定病院の精神科の診療等に従事した者に係る滋賀県専門研修医（精神科）研修資金貸付金の返還を免除することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

- 1 貸付けの相手方
  
- 2 金 額 7,200,000 円

## 議第128号

## 権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年9月20日

滋賀県知事 三日月 大造

## 権利放棄につき議決を求めることについて

県内医療機関において診療等に従事した者に係る滋賀県医学生修学資金貸付金の返還を免除することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

## 1 貸付けの相手方

2 金 額 14,400,000円

(参 考)

7,200,000円× 2人 = 14,400,000円

議第128号  
権利放棄につき議決を求めることについて

## 議第129号

## 権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年9月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 権利放棄につき議決を求めることについて

県内医療機関において診療等に従事した者に係る滋賀県医師養成奨学金貸付金の返還を免除することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

## 1 貸付けの相手方

2 金 額 11,600,000円

(参 考)

3,500,000円× 1人 = 3,500,000円

8,100,000円× 1人 = 8,100,000円

## 議第130号

## 権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年9月20日

滋賀県知事 三日月 大造

## 権利放棄につき議決を求めることについて

県内医療機関等に就職した者に係る県立看護師等養成所授業料資金貸付金の返還を免除することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

## 1 貸付けの相手方

2 金 額 88,200,000円

(参 考)

220,500円× 1人 = 220,500円

264,600円× 8人 = 2,116,800円

529,200円× 11人 = 5,821,200円

661,500円× 1人 = 661,500円

793,800円× 100人 = 79,380,000円

議第130号  
権利放棄につき議決を求めることについて

## 議第131号

## 権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年9月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 権利放棄につき議決を求めることについて

県内医療機関等に就職した者に係る滋賀県リハビリテーション専門職員修学資金貸付金の返還を免除することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

1 貸付けの相手方

2 金 額 3,024,000 円

(参 考)

432,000円× 7人 = 3,024,000円